

企画提案に関する留意事項

I 提案書作成に関する留意事項

1 提案内容について

企画提案に関する評価基準の評価項目について、業務委託仕様書に基づき提案すること。

2 提案書の作成について

(1) 様式及び添付資料

企画提案書の記載方法については、2 (2)、(3) によること。

(2) 企画提案書の留意事項

企画提案書は、以下の内容について検討したうえで、任意様式により以下の項目について作成されること。なお、当市の移住施策等の現状について、別紙資料を参照すること。

① 実施目的

提案項目	計画（提案）等
(1) コンセプト	ア 地方移住に関するトレンドや本市の移住施策等について調査・研究し、それらを生かした企画とすること。 イ 本市が設定したターゲット及びペルソナに対し考察がされ、ターゲット及びペルソナに情報が届く手法が設定されていること。

② 実施内容

提案項目	計画（提案）等
(1) 新潟市U I ターン セミナー	ア 本市の認知度や移住へのイメージ向上に結び付くこと。 イ 移住検討者が抱える不安を解消できる内容とすること。 ウ 目的の達成に最適なゲストや司会者の選定手法を提案すること。 エ 東京圏に在住する移住検討者に広くイベントを周知し、ターゲットに即した参加者を集められるよう広報する手法を提案すること。
(2) 移住者 インタビュー	ア 本市の暮らし及び仕事の魅力が伝わる人を選定する方法を提案すること。

(3) WEB等を使った効果的広報 (独自提案)	ア 三大都市圏在住者へのアプローチについて、本市の魅力を三大都市圏在住者へ伝えることができる独自の企画や手法がある場合は、提案をすること。 イ 本市のその他の移住施策と連動していること。 ウ 三大都市圏在住のテレワーカー向け支援制度の広報について提案すること。
-----------------------------	---

③ 運営体制

提案項目	計画（提案）等
(1) 適切な進行管理	ア 事業運営体制、責任体制を具体的に記載するとともに、事業責任者の氏名、役職及び経歴を記載すること。 イ 実施スケジュールを具体的に示すこと。
(2) 受託実績	ア 類似事業の履行実績などから、各業務の運営を円滑に行うことが見込まれる場合は記載すること。

(3) 企画提案書の様式

- ① 事業者を特定できるような表現（事業者名や社章等）は記載しないこと。
- ② 本文（図表や注釈等の除く）のフォントは原則12ポイント以上とする。
- ③ A4判横カラー、横書き、左上綴じとする。
- ④ 全体で30ページ以内とする。
- ⑤ ページ番号を記載すること。
- ⑥ 表紙を作成すること。
- ⑦ 表紙には、表題として「令和7年度新潟市UIターン促進イベント等実施業務」企画提案書」と記載すること。
- ⑧ 目次を記載すること
- ⑨ 企画提案書（様式5）は全部で7部作成すること。
うち1部は企画提案書（様式5）の事業者名を記載した上で提出、正本とすること。残りは、事業者名を記載せずに副本とすること。

3 提出方法について

(1) 提案書の提出部数

次のとおり調製し、提出すること。

- ア 散逸がないように綴じた製本・・・・・・1部
- ・企画提案書募集要項の4の(7)の③の提出書類に記載した順で調製すること。
 - ・背表紙には表題として「令和7年度新潟市UIターン促進イベント等実施業務」

務」企画提案書」と記載すること。

イ バインダー等により加除可能な形式で綴じた副本・・・・・・・・・・ 6 部

- ・ 企画提案書募集要項の 4 の（7）の③の提出書類に記載した順で調製すること。
- ・ 副本は、企画提案書中の事業者名を記載しないこと。
- ・ バインダー等には会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。
- ・ 背表紙には表題として「「令和 7 年度新潟市 U I ターン促進イベント等実施業務」企画提案書」と記載すること。
- ・ 背表紙には 1 から 6 までの通し番号をふること。

（2）提案書の提出に係る留意事項

① 募集要項の承諾

応募事業者は、提出書類の提出をもって、企画提案募集要項の記載内容に承諾したものとみなす。

② 応募事業者の失格

応募した事業者が次の事項に該当した場合には、失格とする。

ア 募集要項に定める手続きを遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合

③ 差別用語等の使用禁止

差別用語や誹謗中傷表現の使用を禁じる。

④ 応募書類の返却

応募書類は、原則、返却しない。

⑤ 関係機関への照会

提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合あり。

⑥ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する事業者の負担とする。

⑦ 応募書類の取り扱い

市が提示する募集要項等の著作権は市に帰属し、事業者が提出する書類の著作権は、事業者に帰属する。なお、本募集事業において、選定結果等を公表する場合、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、提出された書類は、原則として市に対する情報公開の対象文書とする。

II プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項

1 出席者について

プレゼンテーション及びヒアリングには、提案書に記載された総括責任者が出席すること。また、補助者として、提案書に記載された業務責任者又は業務主任が出席することもできるが、その場合、総括責任者を含めて2名以内とすること。なお、補助者も、説明及び質疑に対する回答をすることができる。

2 自己紹介等

プレゼンテーション及びヒアリング時の自己紹介は、「本案件の総括責任者です。」「本案件の業務主任です。」などとだけ発言し、会社名、個人名等が特定されるような発言は厳に謹むこと。

また、社章、名札、封筒など会社名、個人名等が特定できるものについては、身に付けたり、机の上等に置かないこと。

3 プレゼンテーション及びヒアリング当日

- (1) 事前に指定された時間までに集合すること。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング時における追加資料等の提出は、原則認めない。
- (3) 質疑の時間が限られているため、質問に対しては簡潔に答えること。
- (4) 携帯電話の電源は必ず切ること。また、録画、録音機器等の持ち込みは禁止